

環 政 第 1 7 7 号
令 和 3 年 2 月 4 日

静岡県環境審議会

会長 千賀 康弘 様

静岡県知事 川勝 平太

第4次静岡県環境基本計画の策定について（諮問）

第4次静岡県環境基本計画の策定について、静岡県環境基本条例第9条第3項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

第 4 次静岡県環境基本計画の策定

(くらし・環境部環境局環境政策課)

1 改定版第 3 次静岡県環境基本計画の策定経緯

平成 23 年 3 月に策定した第 3 次静岡県環境基本計画を同 28 年 3 月に改定。
令和 3 年度末に計画期間が満了。

2 静岡県環境基本計画の位置づけ

静岡県環境基本計画は静岡県環境基本条例(第 9 条)に基づき策定され、静岡県総合計画を環境面から補完する環境部門の大綱として位置づけ。

3 次期計画の方向性

(1) 新たな課題への対応

改定版第 3 次静岡県環境基本計画策定以降、菅総理の 2050 年脱炭素社会の実現の表明、海洋プラスチックごみ対策など、環境を巡る国内外の情勢は大きく変化している。こうした情勢変化を的確に捉え、新たな課題を踏まえ、重点的に取り組む。

- 脱炭素社会の実現 ○プラスチックごみ削減への対策
- 豊かな自然環境の保全と活用 ○環境と経済の好循環

(2) 国の第 5 次環境基本計画との整合

平成 30 年 4 月に「第 5 次環境基本計画」が閣議決定され、今後の環境政策の方向性として、「環境・経済・社会の統合的向上」や「地域循環共生圏の構築」などが示された。こうした方向性を次期計画に取り入れ、分野横断的な視点で環境政策を展開する。

(3) 現計画における成果と課題を踏まえた対応

現計画の成果と課題を踏まえ、取組の見直しや拡充を実施する。

4 策定スケジュール

時 期	会議等の開催
令和 3 年 2 月	○環境審議会 次期環境基本計画の諮問 (2 月 4 日)
令和 3 年 4 月～	↓ ○環境審議会 中間報告 ◆環境審議会企画部会 (2 回)
	↓ ○パブリックコメント ◆環境審議会企画部会
	↓ ○環境審議会 答申 ◆環境審議会企画部会
	↓ 第 4 次静岡県環境基本計画 決定
令和 4 年 3 月	

環境をめぐる国内外の情勢

改定版第3次静岡県環境基本計画を策定した平成28年（2016）以降の5年間に、環境を巡る状況は大きく変化している。本資料で国際情勢や国内の状況について整理する。

（１）持続可能な開発目標（SDGs）の取組の本格化

- 2015年9月の国連総会においてSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。
- SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17の目標と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げている。
- SDGsは、国のみならず、地方自治体、企業、NPO等でも取組が進んでいる。
- 地方自治体では、SDGs未来都市をはじめとして、SDGsを原動力とした地方創生の流れが広がっている。
- 企業では、これまでの事業活動が社会へ与える影響に責任を持つとする考え方（CSR）から、SDGsを本業として取り組むことで社会課題の解決と企業の利益を同時実現する共有価値の創造（CSV）への転換や、金融の分野でも環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）を重視するESG投資が急速に拡大している。

（２）複雑化する環境・経済・社会の課題と第5次環境基本計画

- 国内では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、地方から都市への若年層を中心とする流入超過が継続し、人口の地域的な偏在が加速化しており、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいる。これは地域の様々な課題を深刻化させるとともに、環境保全の取組にも深刻な影響を与えている。例えば、農林業の担い手の減少による耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の増加や、狩猟者の減少による野生鳥獣被害の深刻化などにより、生物多様性の低下や生態系サービスの劣化につながっている。
- このように、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連し、複雑化しているなか、国の中期的な環境政策の大綱である第5次環境基本計画が2018年4月に策定された。
- 第5次環境基本計画では、SDGsやパリ協定の採択などの国際的な潮流や、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、持続可能な社会構築のため、環境・経済・社会の統合的向上が必要であることが示された。その実現のためには、環境政策を契機としてあらゆる観点からのイノベーションを創出し、環境課題のみならず、経済・社会的課題の同時解決を目指すという方向性が示された。また各地域が地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成し、互いに補完し支えあう「地域循環共生圏」の創造を目指すこととしている。

（３）地球温暖化、気候変動

- 2015年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択された。パリ協定では、温室効果ガス排出削減の長期目標として、気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を

継続すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることなどが盛り込まれている。

- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が2018年10月に発表した「1.5℃特別報告書」では、世界の平均気温が2017年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な差があること、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年前後に世界全体のCO₂排出量が正味ゼロになっている必要があることが示された。
- 国では、パリ協定の採択を受け、2016年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの総排出量を2013年度比で26%削減、2050年までに80%削減する目標を掲げた。
- 気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すため、国は気候変動適応法を2018年6月に公布（2018年12月に施行）し、2018年11月には農業・防災等のあらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むことなどを基本戦略とした「気候変動適応計画」を閣議決定した。
- 2019年6月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指すこととしている。この目標の達成に向け、自治体による2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ表明（ゼロ・カーボン宣言）の動きが広がっている。
- 2019年9月にニューヨークで国連気候変動サミットが開催され、スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥーンベリさんによる気候変動に関するスピーチが大きな注目を集めた。また同時に世界各地で若者たちによる「グローバル気候マーチ」が実施された。
- コロナ禍からの経済復興において、脱炭素社会への移行の加速化を主軸に据え、景気回復のための投資を脱炭素化に向けた取組に振り向けることで、経済復興と環境保全を両立する「グリーンリカバリー」と呼ばれる動きが欧州を中心に世界中で広がりを見せている。
- 2020年10月、菅内閣総理大臣は所信表明演説において、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言した。
- 2020年12月、2050年カーボンニュートラルへの挑戦を経済と環境の好循環につなげる産業政策として、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定された。

（４）資源循環

- 市民・市場・社会からの環境配慮要請の高まりやSDGsの策定等を背景に、自国の経済モデルを循環型に転換する政策を打ち出す国が増えている。特に2015年12月に「サーキュラー・エコノミー・パッケージ」を公表したEUは、循環経済（サーキュラーエコノミー）¹を域内の国際的な競争力の向上、持続可能な成長、新規雇用の創出を実現とする産業政策と位置づけ、多様な政策を打ち出している。

¹ 従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済。

- 世界全体で年間 800 万トンものプラスチックごみが陸上から海洋に流出していると推計され、このままでは 2050 年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されている。
- 2017 年 7 月には、中国政府による廃プラスチックごみの輸入禁止の発表に始まり、東南アジア諸国でも輸入規制の動きが拡大したため、国内の廃プラスチックごみが滞留し、処理が追いつかなくなっている。また、2019 年 5 月には、有害ごみの国際的な輸出入を規制するバーゼル条約の締約国会議で、汚れたプラスチックごみを規制の対象に加える条約附属書の改正が採択された。この改正附属書は 2021 年 1 月 1 日から発効する。
- 2019 年 5 月には、国は第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを内容とした「プラスチック資源循環戦略」を策定した。同時に、新たな海洋汚染を生み出さないための具体的な取組をまとめた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定した。
- 2019 年 6 月に大阪で開催された G20 では、海洋プラスチックごみ対策が主要議題に取り上げられ、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組み」の支持が表明された。
- 日本では、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品ロスが推計で 612 万トン（2017 年度）発生している。これは、国民 1 人 1 日あたりに換算すると約 132 g となり、茶碗 1 杯のご飯の量に相当する。こうした状況を踏まえ、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、2019 年 5 月 31 日に公布、10 月 1 日に施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減が推進されることとなった。

（５）自然共生

- 2019 年 5 月に公表された I P B E S（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）の「生物多様性・生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書」では、生態系サービスは世界的に劣化しており、自然の変化を引き起こす直接的要因・間接的要因は、過去 50 年の間に加速している。このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されないが、社会変容を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に国際的な社会目標を達成できると示された。
- 2020 年 9 月に、国連生物多様性条約事務局により、「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」の達成状況の評価等をまとめた報告書が公表された。報告によると、ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標で完全に達成できたものはないとされている。
- 大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じたため、中央環境審議会からの「環境保全と両立した形で適正に太陽光発電事業を導入することが、地域の理解も得て、結果的に太陽光発電事業の円滑な普及促進に貢献することになる」との答申を受け、太陽光発電事業を環境影響評価の対象とする、施行令の改正が 2020 年 4 月に施行された。